

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（平成28年春）の結果について（案）

内閣府地方創生推進事務局

総合特別区域の全43特区（国際7、地域36）について、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第10条及び第33条の規定に基づき、指定地方公共団体から平成28年春協議に係る提案を受け付け、4特区から提案のあった、規制の特例措置（4提案）に係る国と地方の協議を行ってまいりました。

1. 協議の結果（概要）

（1）協議対象

4項目

（2）協議の経緯

平成28年

8月～ 実務者間による対面協議、書面協議

（提案に係る具体的な取組や解決すべき課題等、規制の趣旨、適用の考え方について議論）

10月 協議終了

11月 総合特区推進本部開催（協議結果のとりまとめ）

(3) 協議結果（内閣府整理）

区分	法令改正等を措置 i	法令改正等の措置方針 ii	現行制度で対応可 iii	必要に応じ再協議 iv	自治体で再検討 v	合意に至らず vi	合計
項目数	1	0	1	1	1	0	4
割合	25%	0%	25%	25%	25%	0%	100%

○区分（内閣府フラグ）の考え方

- i) 取組を実現するため、法令改正等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの
- ii) 取組を実現するため、法令改正等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
- iii) 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの
- iv) 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの
- v) 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの
- vi) 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの

2. 今後の予定

協議の結果、法令改正等の措置を行うこととなったものについては、早期実現へ向け、関係省庁において引き続き検討を進めていくこととし、現行制度で対応可能となったものについては、自治体において事業実施に向けた取組を進めていくこととなります。

なお、これまでの協議において、取組を実現する方向で条件等の詰めの協議を行うこととなったものについては、その後の進捗状況について定期的なフォローアップを行い、公表します。

また、9月より平成28年秋協議に係る新たな規制の特例措置に係る提案の受付を開始しています。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（平成28年春） 結果について①

協議の進め方

指定地方公共団体が規制の特例措置を提案【4特区から4項目】

国と地方の協議

内閣府の調整の下、指定地方公共団体と関係省庁が直接協議

総合特区推進本部の開催
(協議結果のとりまとめ)

法令改正等の措置 を行うことで合意	現行制度で対応可	必要が生じた場合 に改めて協議	提案者側で再検討
1	1	1	1

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（平成28年春） 結果について②

（法令改正等の措置を行うことで合意）

働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和

【京都市地域活性化総合特区（京都市、京都府）】

提案内容

「特定伝統料理海外普及事業」について、意欲が高い外国人料理人が日本料理の習熟度をより一層高めることができるよう、現在「2年以内」と定められている在留期間を延長する。

協議結果

自治体と関係省庁との協議の結果、外国人料理人に対する取組状況や取得した技能等の評価及び適切な雇用管理に関して、引き続き京都市が適切に関与することを前提として、現在「2年以内」と定められている在留期間の「5年以内」への延長を認める要件等の検討を進めることを確認した。

総合特別区域基本方針の一部変更について（平成28年12月 閣議決定予定）

規制の特例措置の拡充

「特定伝統料理海外普及事業」について、在留期間の延長（「2年以内」から「5年以内」）等を行う。

（現行制度で対応可）

製品切替え時期に関する一部変更承認等における規制緩和

【ふじのくに先端医療総合特区（静岡県）】

提案内容

円滑な製品の切替えと企業の負担軽減のため、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）が対象となっている「製品切替え時期設定一変」※について、医療機器でも可能となるよう、適用範囲を拡大する。

※医薬品等の製造販売承認申請書の承認事項一部変更後に、一定期間、変更前の製品の出荷を可能とするための承認申請

協議結果

自治体と厚生労働省との協議の結果、医療機器については、現行においても変更前後の製造所を並列して承認申請書に記載することなどにより、特段製品切替え時期を規定しなくても、いずれの製造所の製品も切替え時期に関わらず出荷が可能であることが確認された。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（平成28年春） 結果について③

（必要が生じた場合に改めて協議）

社会人向け大学（院）サテライト教室に関する用途規制緩和 【アジアヘッドクォーター特区（東京都）】

提案内容

用途変更手続の迅速化によりストック活用を推進するために、オフィスビル内に設置されるサテライト教室については、内容がオフィスと同様であることから、建築基準法上の用途を学校ではなく事務所として取り扱うことを求める。

協議結果

国土交通省から、学校は多数の人が日常的に集まって使用する居室等があるため、事務所の用途と比較してより安全に配慮した技術基準を定めており、安全性等の観点から、建築基準法上の用途を事務所とすることはできないとの見解が示された。

一方、手続の迅速化の観点では、現行制度において、間仕切り位置の変更等を見込んだあらかじめの検討も含めて、避難安全検証に係る性能評価・大臣認定を受けることを可能としていること、用途変更の際に同認定の取り直しが必要となる具体的な支障事例が示された際は、個別にあらかじめ認定を含めた大臣認定での対応を検討したいとの見解も示された。

自治体は、上記国交省見解を了解したため、協議を終了した。

（提案者側で再検討）

認知症対応型共同生活介護利用者の居宅サービス利用 【とやま地域共生型福祉推進特区（富山県）】

提案内容

認知症対応型共同生活介護利用者が福祉用具貸与や訪問介護の利用を認め、介護報酬の対象とする。

協議結果

厚生労働省から、加算の水準がどうあるべきかについて、医療機関との連携等も含めたグループホームに必要な役割や機能を踏まえつつ、次期介護報酬改定（平成30年度）を見据えて介護給付費分科会において議論がなされていくとの見解が示され、自治体は同分科会での議論を踏まえて再提案を検討することとしたため、協議を終了した。